

仕 様 書

1. 事業名

2025 万博を活用したせとうちエリアへの誘客加速化事業

2. 履行期間

契約締結の日～令和 7 年 3 月 14 日（金）

3. 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内海を囲む 7 県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同してせとうちブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

そのためには、せとうちエリアの美しい景観や伝統文化、芸術、食の魅力など海外から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域活性化を図ることが必要である。

そのため機構として、2025 年に開催される「2025 年日本国際博覧会」（以下「万博」という。）に訪れ、機構ターゲットである英、仏、独、米、豪（以下、「欧米豪」という。）の高付加価値旅行者層（ET 層・SIT 層）の高いニーズに応えられる旅行商品等の造成を推進し、せとうちエリアへの送客意欲が高い旅行会社等と連携することで、せとうちエリアへの誘客と地域への消費額増を図る。

※ET 層：Educated Traveler（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者）

SIT 層：Special Interest Traveler（特定の関心・趣味を目的とする旅行者）

4. 活動指針

機構が掲げるブランドコンセプトである「AUTHENTIC JAPAN：SETOUCHI（ありのままの日本の魅力はここにある。：せとうち）」の実現を強く意識し、せとうちエリアにおける地域の事業者等と深く連携を図り、地域の魅力が伝わるように意識し、地域への消費額を増やす点を意識し、旅行商品等を造成・販売する。

5. 業務内容

上記の事業目的・活動指針を踏まえ、以下（1）から（3）の業務を遂行すること。

後述するアウトプット及びアウトカムに示す数値の達成に向け、機構の承認の上、業務を実施すること。

※アウトプット及びアウトカムに関しては、業務ごとにより具体的な目標を分けて実現可能な企画、運営、提案とすること。また、機構が実施する他事業と連動を意識して、事業を推進すること。

(1) 基本業務

業務活動計画、及び方法を提案し、事前に機構と協議の上、決定した後に遂行すること。活動計画の策定に当たっては、観光コンテンツの調査・分析・旅行商品等の造成、OTA への掲載、旅行会社等の招請、商談会の実施等を具体的に示すとともに、アウトプット・アウトカムが見込めるような年間の具体的な活動量やスケジュール等を含めて提案すること。

なお、下記に記載している「滞在コンテンツ造成事業」と「旅行商品流通環境整備事業」については、「旅行商品流通環境整備事業」に予算・事業執行ともに比重を置き、魅力的な旅行商品等を造成・販売できるように事業を遂行すること。

滞在コンテンツ造成事業

ア 旅行商品、観光コンテンツ等の調査・分析及び抽出

機構が提案するせとうち地域周遊ルート（※1）やせとうちエリア内の体験等の観光コンテンツについて、機構のターゲット層のニーズや「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」「以下「万博ポータルサイト」という」（※2）掲載基準に即しているか等を調査・分析し、商品造成に向けた観光コンテンツの抽出を実施すること。

また、せとうち地域周遊ルートやせとうちエリア内の体験等の観光コンテンツを抽出する際、昨年度機構で実施した体験コンテンツも参考にすること（※3）

※1 せとうち地域周遊ルート…令和4年度機構内において、機構のターゲット層のニーズを踏まえ、せとうちを大きく4つのゾーンに分けてモデルプランを設定し作成した23ルート（別紙1）及び令和5年度に当機構が掲げる「AUTHENTIC JAPAN:SETOUCHI(ありのままの日本の魅力はここにある。:せとうち)」というブランドコンセプトの実現に向けて、「海」や「サイクリング」、「リジェネラティブ」（再生型観光）をテーマとして設定した3ルート（別紙2）。

※2 「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」…

URL : [Expo 2025 Official Experiential Travel Guides \(expo2025travel.jp\)](https://expo2025travel.jp)

※3 酒蔵と伝統工芸を対象に機構が推奨する体験コンテンツ（別紙3）

イ 旅行商品等の造成

(ア) アにて実施した調査・分析及び抽出結果を踏まえ、旅行会社等と連携し、万博への来訪者向けに、体験やせとうち地域周遊ルートを想起させる旅行商品等を10商品以上造成すること。

(イ) なお、造成する旅行商品等については、万博ポータルサイトの掲載基準に即

し、かつアウトプット・アウトカムの達成が見込めるよう十分に留意するとともに、せとうちエリア7県のバランスを考えた提案とすること。

旅行商品流通環境整備事業

ウ 造成した旅行商品等の OTA への掲載

(ア) 上記イで造成した旅行商品等を万博ポータルサイトへ掲載する。

なお、掲載にあたっては、英語を基本とし機構のターゲット層に親和性の高い言語に適宜対応すること。

(イ) アウトカムの達成に向けて、機構のターゲット層に親和性のある OTA にも上記イで造成した旅行商品等を掲載し、複数のチャンネルで販売促進を行うこと。

エ 旅行会社等の招請

(ア) 上記イで造成した旅行商品の販売を促進させるために、機構のターゲット市場において、せとうちエリアへの送客意欲が高い国内のランドオペレーターや DMC 等を対象に FAM トリップを企画運営、実施すること。また、招請するランドオペレーターや DMC 等の選定については、機構と協議の上決定すること。

(イ) FAM トリップは上記イで造成した旅行商品の内容を反映したツアー行程とし、1 回以上実施すること。1 回の視察は 2 泊 3 日以上を想定しており、実施回数は提案によるものとする。

(ウ) FAM トリップ実施に関する調整

(1) 以下の手配及び費用負担を行うこと。

- ① 招請及び事前・事後の連絡調整に要する費用
- ② 専用車両の乗務員に係る宿泊・食事に要する費用
- ③ 有料道路等利用料・駐車料金
- ④ 車中での飲料水
- ⑤ 視察施設等の入場料
- ⑥ 国内旅行傷害保険
- ⑦ その他手配及び費用負担が必要なもの

(2) FAM トリップ中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを事前に行うこと。

(3) 視察先の予約、宿泊施設等の視察許可の申請及び、入場料体験料等の支払いに関して必要人数分行うこと。

(4) 上記を踏まえ、ツアー実施日の2週間前を目処に機構と協議、合意のうえ、行程詳細を決定すること。

(エ) アンケート調査の実施

被招請者に対し、訪問した観光地の評価等を内容とするアンケート調査やヒアリング等を実施し、本事業の効果を調査・分析するとともに後記の実施報告書の中で取りまとめること。アンケート調査の実施内容は機構と事前に調整すること。

オ 商談会の実施

(ア) 上記イで造成した旅行商品の販売を促進させるために、機構のターゲット市場において、せとうちエリアへの送客意欲が高い旅行会社等を対象に商談会を企画運営、提案すること。

(イ) 商談は5社以上とすること。なお、実施にあたっては、事前に機構と相談し決定すること。

(ウ) 商談の実施にあたっては、旅行会社等を対象に実施するFAMトリップと十分に連携して実施すること。

(2) 報告業務

ア 例月報告

毎月10日迄に前月実施した活動状況(商品造成・販売情報等)を日本語で報告書を提出すること。また、必要に応じて事業進捗確認等の報告会を機構からの指示のもと対面またはオンラインで適宜実施すること。

例月報告書には、本事業において具体的な販促活動を行っている旅行会社およびその販売状況等が分かるリストを掲載すること。本リストには、欧州のGDPR、米国、豪州等各国の基準をクリアした内容で、会社名、担当者名、担当者連絡先、送客実績などを含む、可能な限り詳細の情報を掲載すること。

なお、報告の提出にあたっては事前に機構と協議を行うこと。

イ 年間報告書

(ア) 提出物 事業実施報告書(A4判)3部、および電子データ

(イ) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構

(ウ) 提出期限 令和7年3月14日(金)

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ・ 事前に担当職員の承認を受けること。
- ・ 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ・ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

(3) その他

(ア) 当事業に関する業務を円滑かつスピーディーに進めるため、よりシンプルな事業推進体制とすること。

(イ) 必要に応じて、機構事務所で打ち合わせを実施すること。

6. 目標

(1) アウトプットとして

(ア) 万博ポータルサイト等に掲載する商品数：10 商品以上

(イ) 造成した旅行商品での FAM トリップの実施：1 回以上

(ウ) 商談会の実施：5 社以上（機構のターゲット国である英仏独米豪を想定）

(2) アウトカムとして

(ア) 万博ポータルサイト等における予約販売数：900 人

(イ) 万博ポータルサイト等における予約販売額：30 百万円

(ウ) 万博ポータルサイト等における予約泊数：2,200 泊

7. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、機構と協議の上、決定する。

また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

8. 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については 機構の指示に従うこと。

9. 第三者委託の禁止

(1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

10. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）（2）（3）の規定は、「9. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

11. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) コロナ禍における感染防止による外出自粛等、業務の遂行に影響があるものについては、随時機構と協議の上、内容の一部変更・中止等の対応を取ること。
- (5) この事業は、観光庁「訪日外国人旅行者周遊促進事業」における「地域周遊観光促進事業」に基づく事業であるため、その補助金交付要綱等を事前に確認し、その内容に沿って提案・実施すること。

参考：観光庁ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikishuyu.html>

(一社) せとうち観光推進機構 担当：大島、小延 電話：082 - 836 - 3217
--